

公益社団法人 富山県建築士会定款

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条－第 4 条）
- 第 3 章 会員（第 5 条－第 10 条）
- 第 4 章 総会（第 11 条－第 18 条）
- 第 5 章 役員（第 19 条－第 27 条）
- 第 6 章 理事会（第 28 条－第 32 条）
- 第 7 章 委員会（第 33 条）
- 第 8 章 支部（第 34 条）
- 第 9 章 事務局（第 35 条）
- 第 10 章 会計（第 36 条－第 41 条）
- 第 11 章 定款の変更及び解散（第 42 条－第 45 条）
- 第 12 章 公告の方法（第 46 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、公益社団法人富山県建築士会と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 本会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善を図り、建築士に対する建築とまちづくりの技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事業を行なうことにより、建築物の質を向上させ、もって建築物にかかる県民の生命、健康及び財産の保護、一般消費者の利益の擁護及び増進、地域社会の健全な発展並びに建築文化の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- （1）建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）に規定する建築士登録の事務に関する事業
- （2）建築士法に規定する建築士試験の事務に関する事業
- （3）建築士及び建築技術者に対する建築技術に関する研修等の事業
- （4）すぐれた建築物・良好な景観の推進に関する事業
- （5）安全で住みよいまちづくりに関する地域貢献事業
- （6）会員の指導、会員相互の連絡及び協力並びに同種団体及び建築関連団体との連絡及び協力
- （7）会員の利便性向上、福利厚生に関する事業
- （8）前各号に関する印刷物等の刊行、配布及び情報発信事業
- （9）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した、建築士の資格を有する者。
 - (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した、将来建築士になろうとする者。
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した、個人又は団体。
- 2 前項に規定する正会員の概ね 25 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

12 前項の規定にかかわらず、当理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（会員の資格の取得）

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額を会員になった時及び毎年支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 建築士法第 5 条の免許を失ったとき。
- (4) 総代議員が同意したとき。

第 4 章 総会

（構成）

第 11 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 総会には、代議員以外の他の会員も参加できるが、代議員のみが議決権を有する。

3 第 1 項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 7 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 15 条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

（議決権）

第 16 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 17 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人 2 人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

（役員の設置）

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 30 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、4名を常務理事とする。なお必要に応じて1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員と特殊の関係にある者)

第 21 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(相談役及び顧問)

第 22 条 本会に、任意の機関として、5 名以上 15 名以内の相談役及び顧問を置く。

2 相談役及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役及び顧問の報酬は、無償とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 33 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会は、総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

3 委員会の構成員は、理事会において選任及び解任する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 支部

(支部)

第 34 条 本会に支部を設置することができる。

2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 35 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。

第 10 章 会計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 39 条 この法人は剰余金の配分を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 38 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計の規程)

第 41 条 会計に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第 44 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は押田洋治とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 5 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

この定款の変更は、令和 8 年 5 月 30 日から施行する。